

法教育推進協議会

第45回会議 議事録

第1 日 時 令和2年8月26日（水） 自 午後 2時03分
至 午後 3時49分

第2 場 所 法務省大会議室

第3 議 題 (1) 法教育教材の実践報告取りまとめ及び公表について（報告）
(2) 小学校における法教育実践状況調査研究について（報告）
(3) 高校生向けリーフレット骨子案について
(4) 今後の法教育の取組について

議 事

佐伯座長 それでは、時間になっておりますので、まだお見えになっていらっしゃらない方もおられますが、第45回法教育推進協議会を開会させていただきます。

ウェブ会議システムで参加されている方は、カメラをオンにしてください。

まず、本日の発言方法について説明させていただきます。

ウェブ会議システムにより参加されている方は、御発言をされる際は、挙手ボタンを押していただきお待ちください。私がお名前をお呼びしますので、名前を呼ばれましたら、マイクをオンにして御発言をお願いいたします。また、挙手ボタンが使えないときは、手を挙げてくださいますようお願いいたします。

会場に御出席の方も、御発言の際は、その場で挙手をお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、法務省大臣官房司法法制部長の金子部長から、委員の皆様にご挨拶がございます。

金子部長 司法法制部長の金子でございます。開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

ウェブカメラの関係がございますので、着座のまま御挨拶させていただくことをお許しください。

委員の皆様におかれましては、御多忙の折、御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より法教育の推進に御尽力いただきまして、重ねて御礼申し上げます。

本協議会は、法律や教育の専門家を始めとする各界の有識者に御参加いただき、法教育の在り方について、大局的な観点から指針をお示しいただくという重要な役割を担っていただいております。これまでも、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向けた法教育教材の作成を含め、法教育の普及・推進のための大きな方向性を示していただいております。

また今般、本協議会に新たに成年年齢引下げに向けた法教育施策検討部会が設置されました。同部会におきましては、高校生向けリーフレットの作成に向け、意欲的な検討が進められていると承知しております。本日、リーフレットの骨子案につき御議論いただきますが、成年に達する時期を間近に控えた高校生が、権利・義務の主体として行動することの意義と法的なものの考え方を学ぶ契機とするという大変重要な役割を果たすものと考えております。

我が国の社会に、真の意味で法教育が根付き、国民一人ひとりが法的なものの考え方を身に付け、自由で公正な社会の担い手となるためには、教育関係者、法律家、研究者等が連携して取組を進めていくことが重要であり、本日もこのような認識の下、委員の皆様から忌憚のない御意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

佐伯座長 どうもありがとうございます。

今回、新たに委員に御就任いただいた方がおられます。順次御紹介しますので、紹介された委員は一言お願いできますでしょうか。

最初に、石井委員です。石井委員、お願いできますでしょうか。

川副官房付 今、石井委員の声が聞こえていないようです。

肩書とお名前について事務局から御紹介させていただきます。

今回、最高裁判所事務総局総務局の第一課長で委員に御就任いただきました石井様でございます。よろしくお願いいたします。

佐伯座長 よろしく願いいたします。

続きまして、河瀬委員、お願いいたします。

河瀬委員 本年7月22日付けで、最高検総務部長に就任いたしました河瀬でございます。

今後ともよろしくお願いいたします。

佐伯座長 よろしく願いいたします。

日本弁護士連合会市民のための法教育委員会事務局長の荒川委員にも、新たに御就任いただきましたが、本日は途中から御参加される予定です。

また、昨年9月に開催された前回の会議から、事務局のメンバーに変更がありましたので、御挨拶をお願いいたします。

菊地部付 7月に司法法制部に着任しました菊地と申します。よろしくお願いいたします。

豊澤部付 4月に司法法制部に着任しました、部付の豊澤と申します。今後ともよろしくお願いいたします。

佐伯座長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。

お手元の議事次第を御覧ください。本日は、議事次第に記載のとおり、四つの議事を予定しております。

議事を進めるに当たり、事務局から、配布資料等の説明をお願いいたします。

菊地部付 それでは、事務局から配布資料等の説明をさせていただきます。

まず、資料1-1ですが、こちらは、本年8月現在における本協議会の委員の名簿になります。それから、資料1-2は、成年年齢引下げに向けた法教育施策検討部会の委員の名簿になります。

資料2-1ないし2-3ですが、こちらは、昨年度に実施いたしました、法教育教材を使用した法教育授業の実践報告でございます。資料2-1は小学校での実践に関するもの、資料2-2は中学校での実践に関するもの、資料2-3は高校での実践に関するものです。内容につきましては、議事の一つ目において御説明いたします。

資料3は、昨年度に実施いたしました、小学校における法教育実践状況にする調査研究の報告書でございます。内容につきましては、議事の一つ目において御説明いたします。

資料4は、本年度に作成を予定している高校生向けリーフレットについて、法教育施策検討部会において作成した骨子案でございます。内容につきましては、議事の一つ目にお

いて御説明いたします。

資料5は、議事の四つ目、今後の法教育の取組に関する資料でございます。こちらについては、後ほど説明させていただきます。

このほか、委員の皆様のお手元には、右上に委員限り資料と書かれております資料を二つ、お配りしております。これは、三つ目の議題である高校生向けリーフレット骨子案と四つ目の議題である今後の法教育の取組に関する資料です。

お手元の資料に不足がございましたら、事務局までお声がけくださいますようお願いいたします。

以上です。

佐伯座長 よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

本日も、委員限りと題する資料を除く配布資料及び議事につきましては、従前と同様、法務省のホームページにおいて公開させていただく予定としておりますので、御了承ください。

それでは、最初の議題に入りたいと思います。

一つ目の議事は、法教育の実践報告取りまとめ及び公表についての報告です。

法教育授業実践報告、いわゆるモデル授業例の結果につきましては、昨年度末に予定されていた本協議会において、委員の皆様にご確認いただいた上で公表する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、昨年度末の協議会が延期となったため、メールにより委員の皆様のご意見を伺った上で、法務省ホームページにおいて公表しております。

本日は、事務局から、モデル授業例の公開について改めて報告してもらいたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

菊地部付 それでは、「法教育授業実践報告の取りまとめ及び公表」について、報告させていただきます。

お手元に資料2-1ないし2-3を御用意ください。

資料の2-1ないし2-3は、前回の推進協議会において御説明いたしました、法教育授業実践報告、モデル授業例を取りまとめたものです。昨年度、教材作成部会委員の先生方を中心に、小学生・中学生向けの視聴覚教材及び高校生向けの冊子教材に掲載された全ての授業案についてモデル授業を実践していただき、授業の展開方法や生徒の反応、授業による成果や課題として感じられたことなどについての御報告をいただきました。小学校につきましては資料2-1、中学校は資料2-2、高校については資料2-3になります。

これらの報告につきましては、昨年度末に委員の皆様にご内容を御確認いただき、令和2年3月31日より、当省のホームページ上で公開しております。

この取組は、法教育を担う現場の先生方に、法教育授業の具体的なイメージを持っていただき、法教育教材を活用した法教育の授業に積極的に取り組んでいただくための資料を提供することを目的として行ったものです。このモデル授業例につきましては、当省ホームページに公開して以降、毎月1,000件を超えるアクセスがあり、関心の高さを実感しております。今後も、法教育教材と併せて、積極的な周知を図っていきたいと考えております。

報告は以上です。

佐伯座長 ただいまの御報告につきまして、何か御質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、続いて二つ目の議事である、小学校における法教育実践状況調査研究についての報告に移ります。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

菊地部付 それでは、「小学校における法教育実践状況調査研究」について御報告いたします。

お手元に資料3を御用意ください。

本調査研究は、これまでの法教育の取組の効果を分析し、今後の法教育に関する実務的な課題を把握する目的で、当省において実施しているものであり、昨年度は小学校を対象に調査を実施いたしました。なお、小学校についての調査を実施したのは、平成24年度以来、約7年ぶりのこととなります。

本日は、その結果について報告させていただきます。

資料3「小学校における法教育の実践状況に関する調査 調査研究報告書」に基づいて御説明いたします。

まず、資料3の1ないし6ページ目、「調査の概要」について、かいつまんで御説明いたします。

調査の目的及び調査の内容につきましては、資料3の1ページに記載されているとおりです。

「2. 調査の内容」ですが、前回協議会において、調査事項について様々に御議論をいただきました。その後、文部科学省様にも御相談の上で、かなり調査事項を絞り込み、報告書1ページにあります10問について調査を行いました。法教育に関する学習指導の状況については、主に令和元年度における外部人材と連携した法教育に関する授業の実施状況を、また、法教育推進に向けた法教育の取組については、主に本協議会作成の法教育教材の利用状況について質問をいたしました。

全国の小学校1万9,738校のうち無作為に抽出した1万校を対象とし、WEB回答フォームにより回答する方法で実施した結果、6,052校から回答を得ました。回答率は60.5%という高いものになりました。文部科学省様には、周知等で御協力をいただきました。この場を借りて御礼申し上げます。

なお、回答状況の詳細につきましては、資料3の3ページ以下に記載がございます。

次に、調査結果について御報告いたします。資料3の73ページ、「1. 調査結果のまとめ」を御覧ください。

まず、「(1) 外部人材と連携した法教育に関する授業の実施状況」については、令和元年度における法教育の学習指導状況について、外部人材と連携した授業を実施したと回答した学校は37%でした。この点について、平成24年度の調査とは質問が異なることから、単純に比較することはできませんが、類似の質問の結果は17.7%だったことからすると、外部人材と連携した法教育を実施している学校の割合は高まっているということがうかがえます。

授業の内容としては、6年生を対象とした社会科における「法や決まり、ルールの必要性・意義」をテーマにした授業の実施事例が多かったものの、連携先としては、税務署の割合が最も高くなっております。

外部人材と連携した授業を実施しなかった理由としては、「連携により、どのような授業ができるのか分からないから」、「連携した授業を行う時間がないから」、「連携先を見つける方法がよく分からないから」という回答の割合が高くなっておりました。

次に、74ページ、「(2) 法教育教材の利用状況等」を御覧ください。法務省法教育推進協議会が作成した法教育教材について、「教材を利用したことがある」と回答した学校の割合は7.9%であり、平成24年度の調査からは微増したにとどまりました。なお、「教材を知らない」と回答した学校の割合は32.5%となっており、周知の面についても課題が残されていることが明らかになりました。

その一方で、全体の68.5%の学校が、法務省に対し「法教育教材の開発、提供」を期待すると回答しており、教育現場において、法教育教材提供への期待があることも明らかになっております。また、あるとよいと思うテーマとしては、「SNSやインターネット上の問題について」と「法や決まり、ルールの必要性・意義」についての回答が多かったところです。

最後に、今後の方策等に関する考察についてです。資料3の75ページを御覧ください。報告書では、次の5点について言及がありました。

まず一つ目は、教育現場の「時間のなさ」、「余裕のなさ」を考慮した推進です。法教育を実施するに当たり、教員に負担が掛からない方策を検討する必要があり、教材の開発、提供や外部人材による出前授業等の支援の在り方を検討していくことが、重要と考えられるとしています。

二つ目は、法教育を教育課程に位置付けていく上での支援、「法教育」全般に関する情報発信の充実です。

三つ目は、教材の開発、提供です。

四つ目は、外部人材による出前授業、研修への講師派遣等です。法教育の普及・推進に向けて期待する取組として、「法務省職員による児童向け出前授業の実施」の回答割合が

高かったことは、学校として時間的な余裕などがないなかで、授業準備等の負担が少ない形での出前授業による法教育の推進についてのニーズが高くなっているからだと思います。その一方で、報告書では、実施に当たっては、準備や打合せ、日程調整、事務手続などに関しての負担が大きいという回答もあったほか、近隣に関連機関・施設等がない場合の講師の招へいや費用負担の問題なども課題になっていることがうかがえます。こうしたことから、情報の周知や手続面などへのより一層の負担軽減など、ニーズに応じた改善策を図っていく必要があるとしています。

五つ目は、授業実践例の具体的な情報提供です。

そして、最後に、法教育に関する法律家や教育委員会等の関係機関とのネットワークの構築です。

調査結果についての御報告は以上でございます。

佐伯座長 どうもありがとうございます。

事務局からの御報告につきまして、御質問等はございますでしょうか。

なお、調査研究の結果を踏まえた今後の取組についての御意見をお持ちの方は、議題4において今後の取組について協議する際に御意見をいただければと思います。

いかがでしょうか。

それでは、また議題4のところでお意見をいただければと思います。

次に、高校生向けリーフレット骨子案についてに移ります。

成年年齢引下げに向けた法教育施策検討部会の立ち上げについては、昨年度末に委員の皆様にご了承いただいたところです。

現在、同部会において、成年年齢引下げに向けた環境整備の一環として、高校生向けリーフレットを作成するべく、検討を進めています。

本日は、同部会が作成した高校生向けリーフレットの骨子案について、皆様から御意見を伺い、了承を得るところまでいきたいと思っております。

それでは、まず、事務局から説明をお願いいたします。

菊地部付 それでは、「高校生向けリーフレット骨子案」について御説明いたします。

お手元に資料4を御用意ください。

まず、骨子案について説明させていただく前に、リーフレットの作成及び配布のおおよそのスケジュールについて御説明いたします。

このリーフレットを令和4年4月に19歳で成年を迎える現在の高校3年生に事前に読んでいただくためには、本年度中に全国の高校にリーフレットをお届けし、3年生に配布していただく必要があります。印刷等の諸手続に時間が掛かることを考慮すると、今年の12月中にはリーフレットの内容を確定させる必要があります。

そこで、部会において作成したリーフレット骨子案につきまして、本日、委員の皆様にご了承いただき、11月までには、部会において、その骨子に沿って、デザインを含めた具体的なリーフレットの内容を検討してリーフレット案を作成し、12月に本協議会を

開催させていただき、リーフレットの具体的な内容について御了承いただきたいと考えております。

続いて、リーフレット骨子案について御説明いたします。資料4、高校生向けリーフレット骨子案を御覧ください。このリーフレット骨子案は、リーフレットの位置付けや大まかな内容をまとめたものです。この骨子案自体を配布するものではなく、今後、骨子案を具体化してリーフレットを作成していくという位置付けのものであると御理解ください。また、参考資料としてお配りしているリーフレットイメージは、骨子案を作成するに当たり、部会のメンバーで全体的なイメージを共通にして議論するために作成したものです。具体的なリーフレットの内容につきましては、本日、骨子案について皆様の御了承をいただいた上で、改めて部会で検討することになります。

それでは、資料4の「1 高校生向けリーフレットの位置付け」を御覧ください。骨子案は、リーフレットの位置付けとして、3つの観点から記載されています。まず最初に、リーフレット作成の目的、総論的な狙いについてです。(1)に記載のとおり、契約を題材として私法の基本的な考え方を伝え、その理解を深めること、また権利・義務の主体として、能動的に行動することの意義などを学ばせるものとされています。

次に、(2)は、他の教育教材との差別化についてです。法教育の観点から、具体的事例に基づき、自ら考えさせる場面を取り入れるなどして、消費者教育を始めとした各種教材との差別化を図るとされています。

そして、最後に(3)が活用方法です。生徒による自学を念頭に置き、高校生が一人で読んだ場合でも内容を理解することができるよう、内容や説明を工夫するとされています。

次に、資料4の「2 高校生向けリーフレットの内容」を御覧ください。リーフレットは、(1)から(4)までの四つの項目により構成することとされています。内容を順番に説明します。

まず、「(1) 契約自由の原則及び契約を主体的に結ぶことの重要性について学ぶ」については、契約自由の原則についての説明をした上で、契約を主体的に結ぶことの重要性を理解してもらうために、条件の異なる複数の売主のうち誰から中古のゲーム機を買うかを考えさせることとされています。

次に、「(2) 契約成立の要件や契約の拘束力等について学ぶ」については、友人との間でゲーム機の売買契約をしたという事例を題材に、契約がいつ成立したかや、契約が成立したらどのような請求ができるかなど、数問の問いかけを行い、その解説の中で契約の成立時期や契約の拘束力、契約自由の原則の例外について説明するとされています。

次に、「(3) 契約違反があった場合の司法制度による問題解決について学ぶ」については、当事者同士で紛争解決することができない場合のために、司法という紛争解決方法があることについて説明することとされています。

そして、最後に、「(4) その他」につきましては、消費者保護の制度や成年年齢の引

下げにより変わる事などについて紹介することとされています。

骨子案について、事務局からの説明は以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきましたリーフレット骨子案について、御意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

野澤委員、お願いいたします。

野澤委員 私は、検討部会の委員でもあって、意見を言うのもどうかと思うのですが、以前に高校生向けの法教育の教材って作られましたよね、2年ぐらい前でしょうか。今はそれが使用されていると思うのですが、そこでも、契約自由の原則とか、契約に関して、かなりの分量、大きいスペースを割いて掲載されています。そこで、さらに、このリーフレットを作る位置付けというのは、1の(3)で、特に自学で、生徒が自分で読んで理解できる、授業ではなくて、まず基本的には自分で読んで理解できるということと、あとは、法教育の普及ですか、そういうところを考えて、よりコンパクトなものを作るといふ、そのような理解でよろしいのでしょうか。

すみません、確認なのですが。

川副官房付 ありがとうございます。

司法法制部から御回答させていただきます。

既に法教育教材が作られている上で、今回リーフレットを改めて作るということについては、野澤先生から御指摘があったようなところが狙いになっております。

教育現場で熱心に取り組んでいただいている先生はいらっしゃると思うのですが、広く、どこの学校でも法教育、私法のことについて取り扱っているかというところは、一つ問題があると思っておりますので、授業で取り上げなくても、リーフレットを読んでもいただくことで、自分で学びのきっかけを得ることができるようなものということで、リーフレットを作りたいと思っております。

それから、もちろん広く普及するという意味でも、全ての高校に配布できるようにしたいと思っております。

野澤委員 ありがとうございます。

佐伯座長 ほかにはいかがでしょうか。

館委員、お願いします。

館委員 リーフレット骨子案の2の(4)のイの方ですね。成年年齢引下げにより変わる事、変わらない事に関わる事なのですが、例えば、委員限り資料のところ、ハウリス君が書かれていて、その後に、「私たち」という書き出しから、「成年になると、保護者や法的制度により保護されていた未成年のときよりも、より自立した人として社会に主体的・能動的に関わっていくことが求められます。」とあります。これはそのとおりなのですが、この「保護者や法的制度によって保護されていた未成年」という、この現状が、意外と生徒たちにとってみると分からない、何が保護されていたんだろうと。特

に自分たちにとってみると、割と自由に売買してきた経験を持っているはずですし、もちろん、特別な例というか、被害に遭ったりした場合は別なのですけれども、一般の生徒にとってみると、何が一体保護されたものなのかなというところも分からないと思います。「ああ、そういうふうに大きく変わるんだったら、ちょっと自らが責任を持った主体として関わっていかなくちゃいけないんだな」というふうに考えていくようになってくると思うんですが、言ってみれば、動機付けに関わるような、一体何が今までは守られていたのかなというようなところを、どこかではっきりさせていく必要があるかなということが1点と。

それから、2点目は、成年年齢の引下げに伴う教育に消費者教育が関わってきたときに、結構、これまで消費者教育の実践は学校でやられてきています。そうしたときに、一体、ここにも書かれていますけれども、法教育ではこれまでの消費者教育との差別化としてどんなものを具体的にここでは強調していくのかと、何だ、同じじゃないかというような捉え方になっていく心配があります。これまでの消費者教育と、それほど大きな差はないのではないかと捉えられてしまうのはちょっと、せつかく作るのに残念かなと思ったもので、この2点について質問させていただきます。

佐伯座長 ありがとうございます。

まず、1点目についていかがでしょうか。

川副官房付 ありがとうございます。

今、1点目にいただきました、現状、一体どういった方策、制度で未成年者が保護されてきたのかという点は、確かに今回、この成年年齢引下げが自分にどう関わってくるか、どれだけ契約について知ることが大切かということを理解していただく上での前提となる知識だと思いますので、最初の導入のところなどでも、多少触れていくことができればと思います。具体的には、今後部会の先生方とその点も留意しながら協議をしていきたいと思っています。

佐伯座長 私たちが当然のように思っていることでも、確かに高校生にとっては、どういふふうに守られているのかというのは、そう当然ではないのかもしれない。

もう一つ、2番目の差別化についても御意見をいただいていますので、事務局からお願いいたします。

川副官房付 今いただきました差別化という点ですが、内容として消費者教育の教材ともかぶってくるところはあると思っております。ただ、そこはまた違う、法教育の観点ということで、現状、部会の議論で出ている意見としては、私法の基本的な考え方の理解をより進めるために、実際の場面でそれがどう展開されているかということ、実感を持って深く理解してもらおう事例を具体的に考えてもらうことを通じて行っていくといった意見などが多い状況です。

ただ、消費者教育で、トラブルで困った場合にここに相談するといった情報などは、重なる場所があっても提供すべきという方向になるのではないかと考えております。

佐伯座長 今、事務局の方からも御説明がありましたけれども、従来の消費者教育とどのよう
に差別化を図るのかということについては、資料4の1の(2)で、「具体的事例に基づき自ら考えさせる場面を取り入れるなどして」というふうに書かれているわけですが、この点について、何か委員の皆様から御意見ございますでしょうか。

江口委員 僕も、野澤先生とか館先生と意見一緒で、構造的に変わっていくわけだから、18歳になろうとする子供たちにとって、教育することの意味というか、まず原理論はやっぱりちゃんと展開すべきであって、学んできた教材をいろいろ勉強したり、解釈し直したり、作り変えるということはいいいんですけれども、何のために、まずこのパンフレットを作るかというのを、もっと詰めた方がいいような気がしてならなくて、それは、行く行くは、それこそ佐伯先生の少年法の問題も関わってくるわけですから、そのぐらいの隠れたカリキュラムじゃないけれども、カリキュラムをまず原理的に作っておいて、教材論を展開していくという、是非そういうパターンをもんでほしいんですけれども、もっと、というのが意見なんですよね、私としては。

確かに消費者トラブルもずっとあったし、それこそ僕ら学生自体からもあったわけですから、そういうものの中で、今回、この18歳に向けて、あるいは高校の子供たちに向けて何かやる、あるいは教育の中でやる、あるいはそれを教える先生方に向けて何かやるという意味を、もうちょっと前面に出してほしいというのが、素直な気持ちです。

急にやれというんじゃないで、意見です。

佐伯座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

野坂委員、お願いいたします。

野坂委員 若干細かい話になるかもしれないんですけれども、事前にお送りいただいた資料を拝見しております、ちょっと違和感があるというか、気になった点を2点ほど申し上げたいと思います。

一つは、今の委員限り資料1ページのタイトルのところに書いてあることに関わる話ですけれども、ここに書いてあるように、成年になると、社会に主体的・能動的に関わっていくことが求められると。つまり、契約などの法律行為を行うことについて、主体的に自ら判断・決断し、その判断・決断に対する法的な責任を自ら負うことになると。これは、正にこう書いてあるとおりなので、それでいいというふうに思いますけれども、これを読んだ上で、3ページのところのハウリス君のせりふを見ると、ここまで緩くしちゃっていいのかなと。一方では、契約を締結したら責任があるんですよと、だから、いろんなことを考えて、主体的に判断しましょうねというふうに言っているながら、誰とどのような契約をするかはあなたの自由、どれを選んでも、自分にとってよりよいものが選べていれば全部正解であると。

これは確かに、意図としては恐らく、法教育の世界でよく言われますけれども、唯一の正しい答えがあるわけではありませんよということの表現であろうというふうに推測は

するわけですが、とはいえ、自分にとってよりよいものが選べていれば全部正解とまで言ってしまうと、うまい話にやすやすと乗ってしまうということにもなりかねないのではないかという気がするので、ただ一つの正解があるわけではありませんということ表現するにしても、もうちょっと表現の仕方を工夫した方がいいのではないかなというふうに感じました。

その観点からすると、そのページに出ているA、B、C、Dという四つの選択肢が示されているわけですが、これを見たら、何でCだけ特別安いんだろうかということ、やっぱり気にならないとおかしいわけで、サイト上の説明は、傷なし、箱あり、取扱説明書なし、保証書なしとあるわけですが、取扱説明書がないとか保証書がないということだけで、こんなに安いのだろうか、しかも、代金先払いであるということを見ると、これ、現物を見ないで買う以上は、かつ、これだけ安いという以上は、何らかのリスクがあるのではないかということをおかしい話だと思わないかという気になります。これが1点目です。

2点目は、以前にも同じようなことを申し上げたこともあるので、ちょっとしつこいといえましょう。4ページのところで、「契約は、当事者双方の意思表示が合致することで成立します。」とあります。これは、法教育研究会の方で作られた『はじめての法教育』の教材の私法のところでもこのような説明がなされているわけですが、意思表示という、およそ日常生活で子供たちが使っていないような法律用語を使わないと契約についての説明ができないのかということについては、私は疑問を持っています。

確かに大学の法学部で教わる契約法というのは、19世紀の頭にドイツでできた法律行為論というのをベースにしているわけですが、契約というのはローマ法の時代からある制度であって、そこでは合意という言葉で契約が説明されていたはずで、高校生とはいえ、もうちょっと子供たちになじみのある言葉で、自分が何をしなければならなくて、相手からは何をしてもらえるのかということについての合意が成立したときに契約が成立するんだ、というような説明では駄目なのかなというのが、疑問の2点目です。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

太田委員、お願いいたします。

太田委員 太田でございます。

幾つかありまして、一つ目は、このリーフレットの位置付けなんですけれども、1の(3)では、生徒による自学ということで、そういうときの自学というのは、何か本を一人で読むというニュアンスに捉えていらっしゃるようですが、多分現在では、ネットで検索しながら、ウィキペディアを見たり、法務省のサイトを見たりという形で進めていくのが普通じゃないかと思えます。そういうことを考えると、例えば、リーフレット自体もホ

ホームページに載せておいて、ホームページ版だと、クリックすればより細かい情報とか、言葉の説明とかが出てくるというような形を取り入れてはいかがでしょうか。もうちょっとパッシヴに受け身で読むだけ、そして覚えるだけというのを超えた学習、自律的参加型の自学の考え方を取り入れた方が、立体的な学習も進められるのかなという気がしました。

それから二つ目ですが、2の(3)の契約違反があった場合の司法制度なんですからけれども、この場合、裁判を考えていらっしゃるかのように見えます。民事調停も入ってはいるのでしようけれども、ただ、困った人がまず考えるのは、司法書士さんと弁護士さんに相談するかどうかですし、それより以前の段階では、市役所の法律相談に行くとか、消費者センターに相談へ行くとか電話するとかと、そういう形で、相談であるとかADRというのがまず念頭に出てくるはずで、その点を少し加えた方が、本当に人々が紛争解決行動を取るときの実現というものが見えてくるのかなという気がしました。

あと、最後の三つ目なのですけれども、このリーフレットの委員限り資料の3ページです。情報がいろいろと、4種類あるわけですが、ちょっと細かいことを言いますと、友人Dがサイトで宣伝しているという前提のようですね。でも、サイト上での説明を友人が持っているというのは、少し違和感がなきにしもあらずだったです。さらに、もうちょっと根本的に、賢い消費者としての自立的な判断というときには、欠けている情報は何かとか、何をもっと知りたいかとかいう問いを発する能力が必要であるし、それをマインドセットとして持つことが、法教育が育成したいことの一つだと思います。

そうすると、こういう形でぱっと情報を棚ボタ的に出して、既存の情報があって、その中からどれを選ぶか、というのではやはり足りない気がします。むしろ質問として、もっとどんな情報をどんな人に聞きたいかとか、どんな情報がないと判断できないかとかいうような質問が、あった方がいいのかなと思った次第です。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

野坂委員から御指摘いただいた、現物を見ないで売買することのリスクを取り上げるべきではないか、あるいは、太田委員から御指摘いただいた、司法による紛争解決よりも少し広く法律相談とかADRとかいうものを取り入れた方がいい、あるいは、どういう情報が更に知りたいのかという質問も取り入れたほうがいい、これらの御指摘については、今後リーフレットを作成する際に考慮していただければと思います。

野坂委員から2番目に御指摘のあった意思表示という言葉を使う必要があるのかという点、伺っていてそうかなと思いましたが、何か事務局からございますか。

川副官房付 ありがとうございます。

用語については、正にリーフレットの具体的な内容を決めるところで、また御相談させていただければというふうに思います。法律的な用語をそのまま使った方がいいのか、使わずにかみ砕いた方がいいのかということ、現場での教育の内容とも整合を取りつ

つ、決めていく必要があるかと思っておりますので、そこは、また部会の先生方にも相談をしながら、詰めていきたいと思っております。

佐伯座長 それから、太田委員から御指摘のあった、リーフレットをホームページに載せて、立体的な学習をとというようなところはいかがでしょうか。

川副官房付 ありがとうございます。

その点につきましても、多分、リーフレットを作成しましたら、おそらくそのデータ自体を法務省の法教育のホームページに載せること自体は、すぐにでも行うことができると思うんですけども、ハイパーリンクを付けるといったことはちょっと、なかなか高度な気がいたします。

ただ、配布するだけで読んでもらえるのかという視点は、委員の皆様もお思いのところだと思いますので、周知して実際に読んでもらうために、どういう工夫が必要かを事務局としても考えていきたいと思っております。その際に、インターネット上で工夫するという視点は持ちながら、検討してみたいと思っております。

佐伯座長 今年度の取組で、後ろも切られていますので、また今後、更に発展させていく、太田委員の御指摘を踏まえて、更によりよくしていくということも考えられると、伺って思いました。

続きまして、小栗委員から御発言をお願いいたします。

小栗委員 よろしく申し上げます。

先ほどの骨子案の中の1の(3)ですか、「自学を念頭に置き」とあるんですけども、(1)に「成年に達する年齢を間近に控えた高校生に対し」とありますので、教育課程上は、高校の必修科目である「公共」を学んだことが想定されているのかなというふうに思いました。公共の中では、多様な契約であるとか、法の意義や役割について、既に学んでいるというふうに思われますので、私、楽しみにしているのは、この説明の部分ですね。2ページであるとか、それから6ページ辺りにも多分説明が入ると思うんですけども、そういうところの記述が、「公共」の学びと接続するような形になると、高校生としても分かりやすく、読み応えのあるものになるのではないかなというふうに思います。

以上です。

佐伯座長 貴重な御意見ありがとうございます。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

先ほど館委員から、従来の消費者教育との差別化を図ってはどうかということで、現在のリーフレット骨子案にも、一応1の(2)で差別化を図る、「具体的事例に基づき考えさせる場面を取り入れるなどして、差別化を図る」という記述になっているんですけども、もう少し何か言葉を加えて、骨子案を修正した方がいいという御意見はございますでしょうか。先ほど御指摘いただいた点を、部会の方で考慮して作成していただくということでよろしいでしょうか。

館委員 小栗委員の方から指摘がありました、例えば、6ページの内容や、あるいは2ペー

ジの内容が、ある意味では私法の原理・原則的なことにも関わってくるような内容になると思うので、この辺りがどのように改善されていくのかというようなところが、大事なところかなと思っています。

佐伯座長 先程、江口委員からも御指摘いただきましたが、いかがでしょうか。

江口委員 今、調査官が言われたようなことを、ちょっと頭出ししてあげて、こういう意味で法務省はコミットメントしていくんだよというメッセージを伝えた方がいいと思います。それは、行く行く一翼を担うわけですから、という感じです。

佐伯座長 それでは、いろいろ御指摘いただきましたので、部会の方で考慮して作成していただくということにいたしたいと思います。

ほかに御意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

もしまたございましたら、後で戻っていただいても結構です。それでは、高校生向けリーフレットにつきましては、先ほどいただきましたいろいろな御意見を参考にしながら、具体的内容については、作成を進めていただくことにしたいと思います。

続きまして、四つ目の議題である、今後の法教育の取組についてに移ります。

今後の法教育の取組事項については、これまでの協議会でも御協議いただいてきているところですが、本日は、今年度の取組の現状について報告してもらうとともに、来年度、令和3年度以降の取組事項について、皆様の御意見をいただきたいと思います。

では、事務局から説明をお願いいたします。

菊地部付 それでは、まず、本年度の取組から御説明いたします。

お手元の委員限り資料2を御覧ください。まず「1 令和2年度取組事項」を御覧ください。

本年度の法務省における取組の一つ目は、先ほど御協議いただきました高校生向けリーフレットの作成と配布になります。

2点目は、法務省が実施する法教育出前授業のための映像資料の作成です。

当部では、現場の先生方の負担を軽減するため、外部人材と連携した法教育授業、いわゆる「出前授業」を推進しており、今年度は、この出前授業で使用することができるような映像資料の作成を検討しております。

内容につきましては、現在検討を進めているところですが、法教育授業の導入として、出前授業の冒頭で流すことができるよう、ルールづくりや紛争解決に関する説明映像の作成を考えているところです。

3点目は、第14回国連犯罪防止刑事司法会議、通称京都コンGRESSにおけるイベントの開催です。お手元の資料5を御覧ください。

京都コンGRESSにつきましては、2020年4月に開催が予定されておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、開催時期が変更となり、2021年3月に開催されることとなっております。

コンGRESSは、犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の国際会議ですが、京都コン

gressにおける議題の一つには、「文化の独自性を尊重しつつ法遵守の文化の醸成をすることを含む社会的、教育的、その他の関連方策」という内容が含まれております。これを踏まえ、法務省では、日本弁護士連合会、最高裁判所との共催で、我が国の法教育に関する取組を紹介するイベントを実施する予定でございます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑み、コンGRESの開催につきましては、オンライン・テレビ会議を活用することとされております。これに伴い、サイドイベントなどにつきましても、開催方式を検討しているところであり、採用される開催方式に合わせ、今後、内容を見直す可能性がございます。具体的な方針は、今後決定されることとなりますが、もし御都合が許せば、法教育のサイドイベントには、是非とも傍聴していただければというふうに考えております。また、具体的なことが決まりましたら、御案内をさせていただきます。

続きまして、令和3年度以降の取組事項について説明いたします。

「2 令和3年度以降の取組事項」を御覧ください。

これらは、飽くまでも、現時点において事務局が検討している段階のものであります。

まず、一つ目は、教員向け法教育セミナーの実施です。教員向け法教育セミナーについては、今年度、8月に福岡において開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響や感染拡大防止の観点から、実施を見送ることになりました。そのため、来年度に改めて、福岡において実施を検討しております。

次に、中学校・高校について、学校現場における法教育実践状況調査を順次実施することを検討しております。中学校に対しては平成25年に、また高校に対しては、平成26年及び平成27年に調査を実施しております。いずれも、前回の調査から期間が空いており、また、新たな学習指導要領が導入されますので、再度の調査を実施し、今後の法教育に関する実務的な課題を把握する必要があると考えております。

三つ目は、本年度作成予定の高校生向けリーフレットの継続配布です。このリーフレットにつきましては、来年度以降も継続的に成年年齢を間近な控えた高校2年生に向けて、全国の高校に配布したいと考えております。

報告は以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

先ほど、荒川委員が参加されたようですので、荒川委員、一言御挨拶をいただけますでしょうか。

荒川委員 遅刻いたしまして、申し訳ございませんでした。

弁護士の荒川と申します。まだまだ分からないこともたくさんございますが、どうぞよろしく願いできればと思います。

佐伯座長 よろしく願いいたします。

それでは、先ほど御説明いただきました御報告を踏まえまして、今後の取組について、皆様から御意見をいただきたいと思っております。

今後の課題について、小学校における法教育実践状況調査研究を踏まえた検討、法教育を広めていくための仕組みづくりなど、先ほど二つ目の議題において、小学校における法教育実践状況調査研究に関する報告がありましたが、今後の課題等について、御意見をお持ちの方はいらっしゃいますでしょうか。

江口委員、どうぞ。

江口委員 いいですか。私、場違いなんですけれども。

多分、調査官もいらっしゃいますし、岩崎先生や窪先生もいらっしゃるんですけども、小学校で教科担任制に動いていったら、法律を担ってくれる先生を見つけたら早いですよというメッセージなんですよ。

何を言いたいかというと、アメリカへ行くと、やっぱり法律が好きな小学校の先生いるわけですよ。幼稚園に行ってもいるわけですよ。そういうのを日本の教育現場で育てていくという構造に持ち込まないと、なかなか小学校では法教育は広まらないですよ。中・高のもう大人に準じた法律の教育しか出てこないから、そうすると、やっぱり幅が狭いよなというのが、僕、長年やってみた感じですね。

だから、小学校、せっかく制度設計が変わっていくわけですから、それに準じたような施策を担えないですかと、これは文科省がやることなんでしょうけれどもというのが、意見です、今後の取組です。

佐伯座長 岩崎委員、お願いいたします。

岩崎委員 すみません。

私は、小学校の現場でございますので、学校現場を担う者として偉そうには言えませんが、やっぱり日本の義務教育で、市民的資質を、戦略的というか意図的にしっかり育成しているかということ、なかなかやっぱりそれはしていないと思います、カリキュラムを見ていて。だから、やっぱりいまだに今までの日本の教育への自信があるのか、それを伝統的にずっとやってきた人の考え方への固執があるのか分かりませんが、幾らこういうふうに変わっていきますというメッセージを聞いても、いまだに根本的に、やっぱり知識、技術を身に付ける教育というか、旧態依然としてそれが中心になっていると思うんですね。

さっきの調査結果で、税務署職員の回答が多いというのは、これは、御案内のとおり、租税教育推進協議会が全ての自治体にありまして、小学校で、その自治体内で、例えば、毎年どこかの1校が租税教室をやらなきゃいけないと決まっています、そういうふうに戻っていく。つまり、そういうそれぞれの意図を持ったセクションというんですか、その人たちが戦略的にやって、例えば、租税教育、消費者教育とか行われているんですけども、本来的には、さっき江口先生がおっしゃったように、国家戦略として、日本の教育をどうしていくかというのは、やっぱり文科省さんがされているとは思いますが、そこでやっぱり市民的資質をしっかり育てていくという視点で、私、カリキュラムを根本的に見直さないと、なかなか進んでいかないのかなと。

つまり、学校現場というのは、学習指導要領で教育をするというよりも、教科書で教育をするんです。学校現場、いろんな学校の先生いらっしゃいますけれども、その教科書自体が変わるためには、学習指導要領が変わらなきゃいけないし、もっと教育の質というんですかね、それが変わっていかないと、それぞれが一生懸命頑張って、租税教室やったり、消費者教育やったり、金融・金銭教育やったり、それ以外にも環境教育とかいろいろありますけれども、それぞれがアプローチして充実しようとさせていますけれども、根本的なところがちょっと変わっていかなきゃいけないんじゃないかと、私は意見としては持っています。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

窪委員、お願いいたします。

窪委員 練馬区教育委員会指導主事の窪と申します。よろしくをお願いいたします。

私、小学校の教員で、現場でも法教育に取り組んできた経緯からお話しさせていただきますと、今回の調査を見ましても、やはり前回調査の課題であったところと似たところがありまして、現場の先生方は、法教育はどういった授業として位置付ければよいのか、指導要領上のどういった位置付けになるのか、そこが不明で取り組めないということですか、新たな取組にやっぱり時間を割くことができないというような回答が、今回も多いように見受けました。

ここが、やっぱり学校現場で実践する上でも、やはり課題でありまして、私は、今回の法務省さんが作っていく出前授業の内容ですとか、法教育セミナーの中で、どの学年のどの教科のどの授業の一部を担うことができる教材であるといったことを、明確に示していくことによって、なかなか法教育が広がり切っていない先生方に対しても、ああ、その一部分でできるのならやってみようとか、無理なくできるようになる。もっと言えば、自分が1人で授業するよりも、専門家の力を借りてやることのメリットはここにあるなということが分かるような示し方をしていくことで、広げることはある程度できるのではないかと思います。

大きな構造を変えていくということも大変大切だと思うんですけれども、まず、一歩一歩現場でできることに役立つ取組を投げ掛けていくということも、御検討いただければと思います。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

館委員、お願いいたします。

館委員 館です。

今、窪委員の方からあった考え方、私も賛成です。

高校生向けリーフレットを作るという話だったのですけれども、教員用リーフレットというのは、今まで法教育に関しては作ったことはあるんでしょうか。いわゆる教材集は

確かに作られていますけれど。

法教育と聞いたときに、先生方は、イメージするものが、具体的にこの時間のこのときに使えるというふうに思うものが、まずないのだろうと思うのです。もちろん法教育についてかなり知っている先生方は、情報を持っている先生は、ここで使えるということになると思うのですけれども、多くの先生方は、それが多分分からないだろうと思います。法教育だから、ある程度体系立ったものだと先生方は感じているわけで、私が教員だったら、「法教育」と聞いてすぐにそれを取り上げて授業で展開できるかなと思ったら、それはちょっと難しいだろうと思うんです。

そう思ったときに、今、窪委員がおっしゃったように、中学校ですと、法教育の主な学習内容は、ルールづくり、それから契約、憲法、司法って、実ははっきりしているのですけれども、僕は小学校、高校のことはあんまり詳しく分からないんですが、多分小学校だって高校だって、そういうカリキュラム上の扱えるべき時間というのが、はっきりしているんだろうと思うんですよね。高校はどうなのか、ごめんなさい、不勉強で分からないんですが、そういうものが、先生方が分かっていたら、こんな面白い資料があるよと、契約だったらこんな資料がすぐ使えて、自分でもできるし、場合によっては、いわゆる外部の人たちも協力してくれるよということが分かれば、あ、やってみようかなと思うということが一つですね。

それから、先ほど岩崎委員の方から税務署の話があったのですが、法務省が出前授業をやるといったとき、日本で一つしかない法務省の方々に来てもらってというのは、どうもイメージしにくいのですね。税務署は各地方公共団体に散らばっているわけですから、身近にあって割合と相談しやすいし、具体的に電話して、この時間空いている、空いていないぐらいの、そういった話合いもできる、詰められると。

ところが、一般的に法教育となってくると、外部講師を招くには法務省以外にも弁護士さんとかいろいろあるのですけれども、ちょっとそもそもハードルが高いというか、敷居が高いという感覚があるので、できるだけ先生方に、この教材はこの時間でこんなふうに使えるのだよというようなガイダンス的なものがあって、それで、こんな面白い資料があるんだよというようなことが分かってくると、法教育の実践の場がもう少し広がってくるのかなというイメージを、僕自身は持っています。そんなことも感じているので、教員向けリーフレットというのはないのかなというようなことを、考えているということです。

教材集がぼーんと来ても、ああと、こういう感じか、情報量多いし、面白いものはいっぱいあるし、きっと興味ある方は読んでくださっていると思うんですけれども、広がるという意味でいうと、もうちょっと簡易なものもあってもいいのかなという感想を持ちました。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。太田委員，どうぞ。

太田委員 2点ありまして，一つ目は，今後の法教育の取組についての2の(1)の教員向け法教育セミナーについてです。お聞きしていると，インパーソンといいますか，物理的に集まってセミナーをするのが当然の前提であるかのようにお聞きしました。ですけれども，学校の先生は非常に忙しいので，出張して，あるいは1日をつぶして，それらの会場に行くというのは大変な作業で，せっかくパンデミックでこういうオンライン授業とかオンライン会議というものが，非常に便利に使えるようになったわけですし，そういう方向であれば，地方に限らず日本中からでも瞬時に手軽に集まることができるわけですので，そういう方向を考えるのも一つの手かなと思いました。要は，参加者の側のコストをできるだけ少なくするということです。

それから，二つ目は，外部人材の利用が進んでいないという点なのですけれども，例えば，税理士さんにしても弁護士さんにしても司法書士さんにしても，小学校とか中学校とか高校から，ちょっと法教育で1回，1日来てくれませんかと言われて，どういうことをやったらいいかが，ぱっと頭の中にある人というのは，弁護士会や司法書士会の法教育担当の委員以外ではほぼいなくて，本当に途方に暮れるのではないかと思います。その点で，外部人材にどういうことをやってほしいかの選択肢とか具体的内容とか，先に教員へのリーフレットというお話がありましたが，それと同じように，外部人材にこういうことをやってもらったらいいんじゃないかと言うような内容を整理しておくと思えます。外部人材としては，それを受け取って，こういうことなら私にも話せるとなるような，そういうリーフレットのようなものがあったもいいのかなと思った次第です。

以上，2点でした。

佐伯座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

岩崎委員 外部人材の活用でいうと，本校で模擬裁判を，専門家にお越しいただいてやってもらおうと，今進めているところなんですけれども，多くの学校現場で，先ほどお話がありましたけれども，外部人材を呼んで法教育というと，教育課程上は教科ではなく教育課題といった位置付けで，いろんな教科の中に散らばっているわけです。そういう授業を，外部人材を呼んで充実させようという，まず意識を持っている人というのは，ほんのほんの一部だと思うんです。関心があるというか，意識がある。そういう人だけを的にしていても，広まらないと思うんですね。

だから，そう考えると，さっきリーフレットの話がありましたが，教員の目線になって，このリーフレットで，法教育の視点というのはこういうものなんだなと，こういうところを普段の授業の日常の指導の中で意識して取り組む，ちょっとでもいいんですね。そういうものを気付かせていくようなリーフレットは，有効かなというふうには思います。

外部人材ということになると，先ほどお話した租税教室というのも，大方やらなきゃいけないからやっているという現状が多いと思うんです。そういうふうにと考えると，なか

なか課題は大きいわけですがけれども、啓発していくこと、草の根的に、そういう地道な取組が大事なかなと思います。

佐伯座長 ありがとうございます。先生に対する働き掛けが非常に重要だというのは、よく分かります。

ほかにはいかがでしょうか。

橋本委員、お願いいたします。

橋本委員 今の啓発の話とも関連するんですけども、現在、小学校、中学校、主に小学校なんですけど、多くの小学校の先生、代替わりというか、非常に若くなってきていて、教員養成学部で勤めていても、多くの小学校の教員を輩出しているという状況があります。そういう状況を考えたときに、現職の教員の先生方に対して、教員用のリーフレットを配布するということと併せて、教員養成学部で将来教員になろうとしている、その卵たちに対する教育というか、法教育に対する周知というか、その辺りについても、今後検討していくことが必要なんじゃないかなというふうに思いましたので、発言させていただきました。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

野澤委員、お願いいたします。

野澤委員 来年度の法教育実践状況調査は、中学校と高等学校でしょうか。これをやって、その結果にもよるのですが、今回の小学校の調査結果を見てみますと、ほかの委員の方々言われているように、外部の人をお願いしたいけれども、なかなかつながらないというか、難しいという意見があります。そこで、ネットワークの構築というのは一つ課題だろうと考えます。

それから、これも他の先生方も言われていたことですがけれども、法教育として一体何をやるのかということところは、もう一つ現場の先生方に分からないのではないかなと思うのです。太田先生も先ほど言われていたことですがけれども、法教育として体系的にどのようなものを提供していくのか、小学校、中学校、高校、それぞれどういうことをやるのかという点を、もう少し明確に出した方がいいかなと思います。一体何をやってよいのか分からない、法に関するものを何かやるということではなく、もっと明確にテーマを、こういうことをやってくださいということを示唆していてもいいのではないかなと考えます。その意味では、教員向けのリーフレットとか、何かそういったものも考えていいのかなと思います。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

すみません、会場の委員が御発言になるときに、ウェブ参加者の方が、どなたが発言されているか分からないようですので、最初にお名前を名乗っていただけますでしょうか。

秋田委員，お願いいたします。

秋田委員 東京都教育庁指導部の秋田でございます。よろしくお願いいたします。

今後の法教育の取組についてということなので，意見というかお願いという形になるかという部分はあるんですけども，発言させていただきます。

まず，様々な今のお立場もありまして，その中での法教育をどのように推進していくかということであって，私も今，教育委員会の方にはおりますけれども，もともとは小学校の教員ですので，やはり学校の現場のことであったりということも，今，想像しながら，ちょっと考えていたところであるんですけども，先ほども岩崎委員の方からお話ありましたけれども，こういったものがたくさん学校には来るんですね。なので，その中で，それぞれが精選をして，様々これがいいたろうというものを考えて，ベストだというものを，学校にやっぱり送られてくるので，結果的に学校は，やっぱりどれを取捨選択するかというところについて非常に苦慮するというのは，現状としてあるというところで，じゃ，どうすればいいんだということは，ちょっとお示しできないのが大変恐縮なところなんですけれども，今，やっぱりそういう現状にあるということ。

あとは，今日の資料の3の中にも，学習指導要領の総則のところには，解説の総則編の中の資料ということで，いわゆる現代的な諸課題に関する教育等の横断的な教育内容ということで，その資料を入れていただいているんですけども，ここにもかなり入っているんですね，消費者教育から主権者教育から，いろいろ入っている。ここにも法教育，法に関する教育とかが入っているんですけども，つまり，学校の中では，特にこれ，小学校のところなので，小学校では，教育課程届出をしておりますので，その中での授業をやっているならば，ここに，学習指導要領に位置付いている内容，この現代的な諸課題に関する教育等の教科横断的な教育内容についても，クリアできるというような形でやっておりますので，そこで，じゃ，小・中で法教育を，これをやってくださいと言われたときに，実際学校としては，現場としては，なかなか動きにくいところもあるかなというふうなことを思いながら，聞いておりました。

最後1点，これ，お願いになるんですけども，令和3年度以降の取組ということで，法教育の実践状況調査を中学校，高校で行うということにはなっているんですけども，是非，今回行った小学校版のこの調査ありますよね。これを基に，令和2年度以降の取組というところについても，75ページ以上で6点ということで，一番最初のときに御説明あったんですけども，もちろんそうだろうなというところはあるんですけども，これを受けて，これがあったから，中学校と小学校と違って違うという側面あるかと思うんですけども，この調査の結果があつて，こういう考察があつたから，こういう取組をしていきますよというのがないと，これ，小学校をやるときも，事務局の方に私もお話しさせていただいたんですけども，結局学校現場では何もフィードバックされないまま，調査だけがどんどんどんどん増えていくという悪循環になってしまうので，やはりこの調査結果というのを，是非次からの取組というところに生かしていただいて，これが，だから

根拠にもなってくると思うんですけども、それで進めていただけると、この調査がやはりこういうところに生かされているんだということにもなるかなと思って。

すみません、意見とかお願いとか、そういう形になるんですけども、以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

それでは、野坂委員、お願いいたします。

野坂委員 例年ですと、この8月というのは、全国各地の弁護士会がジュニアロースクールをやっていたり、日弁連が毎年恒例の高校生模擬裁判選手権をやっていたりする時期なんですけれども、今年、こういう社会状況で全部できないということで延期になっていますが、仕方がないので、オンライン、ITを活用しているんなことができないかということ、日弁連なり各地の単位弁護士会なりで、いろいろと考えているところです。

私の地元の福井弁護士会の方でも、これまでに、過去にやったジュニアロースクールの法教育の授業が、たまたま福井は全部映像で残っていたものですから、ちょっとそれを編集して、ユーチューブでダウンロードして見られるようにしたところが、結構現場から評判がよくて、アクセス数が多かったのもので、このような時期でもあるので、もうちょっとITを活用して、実際の法教育の授業風景をユーチューブ上で見られるようにするとか、あるいは、紙ベースではなくて動画ベースの、授業の中で使えるような教材というものを作成して、例えば、50分授業だとすると、最初10分で導入的な話をして、20分ぐらいその動画を生徒さんたちに見てもらって、最後に10分、その内容について議論をするというような使い方ができるような、動画教材みたいなものがあったもいいのかなというふうに思っております。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

令和2年の取組で、映像資料を作成するというのがありましたけれども、今、野坂委員の御提案のような方向性について、事務局の方で何か御説明いただけますか。

川副官房付 ありがとうございます。

令和2年度、今年度に取り組もうとしている映像資料は、具体的にまだ内容が固まっているわけではないですが、法務省、それから各地方支部局等の職員などで行っている法教育出前授業は、様々なテーマで行っているものがございまして、その機会をより増やしていくためには、やはり人手、時間なども掛かるものですから、共通して使えるようなもの、基本になるような素材を何か作れないかということを考えて取り組んでおります。ルールの意義であったり、ルールづくり、それから、司法制度の役割といったこと、その辺りがどの分野にも共通するかと思いますので、そういった一般的なことを、10分以内にまとめた端的な動画、そういったもの作り、一応内部職員向けではございますが、どなたでも使ってもらえるようなものとするを、目指しているものでございます。

佐伯座長 よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

太田委員，どうぞ。

太田委員 太田でございます。

教えていただきたい質問がありまして、学校の先生で、法廷傍聴をした人がどのくらいいるのでしょうか。やっぱり司法とか裁判とかというと人々は、日常から遠いもので、よく分からない、伏魔殿のようにみんな思っているでしょうし、弁護士さんというと、私自身も登録はしたんですけれども、昔実施した社会調査によれば「ずるがしこい人たちだ」というように思っている可能性が高いわけです。学校の先生もそれほど変わらないのではないのでしょうか。それに対して、やっぱり一度裁判を見るとか、個人的に弁護士さんとかと知り合いになるということは、法教育に乗り出す、すごいきっかけになると思うのです。その点でいくと、先生の裁判傍聴運動みたいなものがあつた方がいいかなというのが一つ目です。

もう一つ、教職課程と申しますか、教員養成課程で、法教育をどれだけ取り込んでいるのでしょうか。要するに、現在の学校の先生じゃなくて、将来の学校の先生のマインドセットを変えていくということも、長期的には戦略的に始める必要があるのかなと思ったわけです。質問として発言させていただきました。

以上です。

佐伯座長 先生の卵の方にどのくらい法教育がなされているのかというのは、橋本委員からも御指摘がありましたけれども、何か情報をお持ちの方がいらっしゃいましたら、お願いできますでしょうか。

秋田委員 東京都教育庁指導課の秋田です。よろしいでしょうか。

正直、そういうデータはないというのが、正直なところですが、ただ、私も小学校の社会科の教員としてやっていましたが、社会科の教員でも、正直なかなか裁判傍聴、私たまたまそういう機会あつたんですけれども、ないかなというのが、正直なところですね。

小学校、全科ということですので、社会科だけではないのでということなんですけれども、それが現実ではないかなと、これは飽くまで私の感覚ですけれども。

以上です。

川副官房付 館先生、中学校の先生はどうでしょうか。

江口委員 高校は、自由に集まって、例えば、今はこういう状況ですけれども、私立学校なんかは、集めて行けとかというのはありますよね。中学校は、まとめて連れていくのがリスクがあるものですから、多分、館先生は中学校の先生を長くやっていたんですけれども。

館委員 自分自身は、社会科の授業の中では法廷傍聴をやったことはないですね。結局、社会科の時間というのは時間割に組み込まれていますから。しかし、総合学習のときは可能性が高いと思います。元いた筑波大学附属中学校では、総合学習のテーマを教員が一定程度決めることができ、そこで司法の問題というのを取り上げれば、法廷傍聴に行くことは

できると思います。本当に先生方、中学校の先生方も時間がタイトですので、総合の時間ぐらい、多少自由度の高い時間だと、できなくはないのではないかと感じています。

でも、多分、太田先生がおっしゃったのは、もうちょっと、放課後の時間、自由に、先生方がまず傍聴できるような機会を増やしたらどうかという意見だと思うので、その辺りは、確かにそういう機会を持てるのは教員にとっては刺激的だろうと思うんですが、多分、そうはいつでも自由参加なんですよね。そうすると、先生方の忙しさと、どっちを取るかなと思うと、なかなか厳しい面もあるかなと。

例えば、官製の研修の中に法廷傍聴みたいなものが入ってくれれば、どの教科においても、面白い研修の要素にはなるんじゃないかなというふうには、本当に個人的な思いとしては持ちます。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

江口委員 ちょっといいですか。

江口なんですけれども、ちょうど法教育研究会が始まったのはこの大会議室で、そのときに、丸山課長と一緒にフィンランドとスウェーデンに行ったんですけれども、いずれもそこでは、裁判傍聴なり裁判の関係のイベントに、偶然行き当たるんですよ、教育を調べに行つて。ということは、何を言っているかということ、フィンランドやスウェーデンは、身近な生活の中に司法が組み込まれているから、間違いなく、彼らの中には生活の中に法があるんですよ。

そういう方向のコミュニケーターを作ればいいではないかというんですよ、結局。そうしないと、なかなか根付かないですよ。制度に期待しないで、やっぱり連れていくよという暇があったらとか、そういう先生を作ってくださいよというのが、素直な感覚なんですけれども、私は。

太田先生が言われたことには、ちょっと答えにならないですけれども、そういうのを積極的に作ったらどうですか。

丸山課長 司法法制課長の丸山です。

一昨年、東京地方検察庁の公判部に約20年ぶりに勤務をしたのですが、夏休みの時期には法廷傍聴する学校の先生や生徒を連日お見かけしました。

約20年前に江口先生とスウェーデンに行ったときには、裁判所に小学生たちが法廷傍聴に来ていましたが、日本でも同じ光景が見られる時代になったんだと感慨深く思った次第です。やはり、裁判員裁判が始まったということを大きなきっかけにして、学校の先生方には大きな関心を持っていただいて、法廷傍聴に来ていただいているというように、現場感覚としては感じた次第です。

佐伯座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

岩崎委員、お願いいたします。

岩崎委員 すみません、何回も話して。

岩崎と申しますが、教員養成課程というお話があって、教員の意識を変えていく、教員の質を変えていくというお話があって、すごく重要だと思うんですけども、やっぱり教員養成課程のカリキュラムは、文科省が中心となって決まっているわけですので、ともかく、そこはすごく重要だと思うんです。

ちょっと話聞いていただきたいのは、本校がプログラミング教育推進校を指定されて2年やってきて、今年度全面実施なんですけれども、本校が先行してやっていたわけです。そこで一番よく分かったのが、プログラミング教育、プログラミングに関わる資質や能力といっても、実は教師よりも子供が得意だったということなんです。つまり、子供は時代の先をいって、教師が後れていて、プログラミング、何かとっつきにくいな、プログラミングみたいな言葉、嫌だなとか、何かICT自体への苦手意識を持つ教員がいる。子供が先に進んでいて、今の時代の子ですから、教師が後れている。

例えば、さっきお話しした市民的資質の育成ということについても、例えば、法教育の視点、法教育に関わる資質や能力というのは、子供自身、小・中・高含めて、みんな意識はしていないかもしれませんが、それを高めようという欲求を持っていると、私は思うんです。逆に、教師側が、その意識が希薄であるのは、事実としてあると思います。ただ、教師側はどうしても、国に決められたカリキュラムを、ミッションとして果たしていかなくちゃいけないという意識が強いですから、だから、結論としては、今の子供に今示されている教育が合っていないと、私はずっと思っているわけなんです。でも、そんなことを言っても、なかなか制度は変わらないので、教員の資質を向上させていかなくちゃいけないとなると、確かに教員養成課程でそういう、今の時代の子供たちのために必要なものを手渡しできるための資質を高めていくと、法教育もその一つだということと言えますと思いますが、非常に難しい課題ではあるのかなというふうには思います。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

橋本委員、いかがでしょうか。

橋本委員 小学校に関わる教職課程で特に法教育ということ、恐らく多くの学生知らないところになるので、教職課程、中でも特に小学校で広報用のリーフレット等を配布しながら、法教育というのは何なのかということ、何を教育していくという場面が、何かしらあれば少し変わるかなということ、ちょっと思ったので、発言させていただいたんですが、中・高の社会科ないしは公民科の教職課程であれば、比較的法的教育的な内容というのは、もう既に学習指導要領の中に入っているんで、その教育の在り方みたいなところは、中・高の社会科、公民科の教職課程に関しては、恐らく比較的多く含まれているんじゃないかなというふうには思うんですけども、小学校に関しては、やはりそこが難しいというふうには思うので、小学校の方の教職課程への教育というか、その辺りはしっかり今後やっていく必要があるんじゃないかなというふうには思います。

佐伯座長 はい、ありがとうございます。

荒川委員、お願いいたします。

荒川委員 恐れ入ります。日弁連市民のための法教育委員会の荒川と申します。よろしくお
願いいたします。

今回、提出された資料の中で、小学校における調査の結果を拝見して思ったのは、
やっぱりまだまだ法教育って敷居が高くて、何か分かりにくいものなんじゃないかなと
というような印象を一番に持ったというのが、実際のところですよ。

日弁連の人間なので、弁護士会の話もちょっとすると、各弁護士会、それぞれ出前授業
は数多くやっていて、恐らく学校側の方から、これこれこういう授業がやりたいんだとい
う話になれば、弁護士会の方から、それが分かっている弁護士の方につないで授業をやる
ということは、可能だろうと思います。ただ、いろんな弁護士会の実践を見ていると、恐
らく法教育をよく分かっている教員との連携というのは非常に密なだけけれども、興味
のない大多数の先生方に、どうやって法教育を伝えていこうかというところになかなか
の課題があって、そこを、我々も悩みながらやっているような感じです。

もしかしたら、学校現場の方に、法教育って、法律に詳しい人じゃないとできないんじ
ゃないかという、何か先入観があるといけないな、なんてことを思っていて。本来的に法
教育というのは、条文が分かっているとかという話ではなくて、例えば、学級の中で、意
見を述べていない子を指さして、あの子まだ意見を言っていないから、何か聞いてあげよ
うよという話が出たとすれば、それはそれで個人の尊厳ということを理解しているとい
うことになるんだろうと思いますし、あるいは、おやつを分けるときに、頑張った子にた
くさんあげようとか、そういうことを言う子供がいれば、それはたぶん実質的公平の原理
が分かっているということなんだろうと思います。

そうすると、小学校の先生方が考えているよりも、恐らく法教育ってもっと簡単なもの
なんじゃないかというふうに思ったりして、それをそういう形で伝えていくような
努力が何かできないのかなと、もうちょっと肩肘張らずに広報できるような方法はない
かななんて、思ったりしています。

法務省さんの法教育の研究会の報告書でも、特に小学校の場合だと、日常生活とか遊び
の中からルールづくりをしていくのがいいんじゃないかみたいなお話がありましたけれ
ども、そういうような広報、あるいは教員の先生方に限らず、親とかPTAとか社会とか、
もうちょっと法教育が広まるようなやり方というのを考えられたらいいかなと。例えば、
家庭向きの教材を作るとか、あるいは、学校終わった後の学童保育でそういうことをやっ
てみるとか、そういうことが考えられてもいいんじゃないかなと。漠然とした意見ですけ
れども、そんなことを思った次第です。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

また戻っていただいて結構なんですけど、今後の取組で、今年求められていることの一つ

として、新型コロナ感染症の感染拡大という問題がありまして、感染拡大の影響等を踏まえて、今後の法教育の在り方について、先ほど太田委員からも少し御意見をいただきましたけれども、いろんな現場、教育現場では、授業の準備等も大変でいらっしゃると思いますので、こういう教育現場の状況等を踏まえて、法教育について今後取り組むべきと思われることについて、御意見ございましたらお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

江口委員 一つだけいいですか、江口ですけれども。

こういう状況で、コロナ禍の問題なんですけれども、やっぱり日本だけに閉じ籠もらないで、この周辺の国なんかもちやんと法教育を調べてほしいというのが、素直なところですよ。あるいは、アメリカに行くとか、そのぐらいのトライアルやってもいいんじゃないでしょうか。

川副官房付 事務局から御報告すると、海外の法教育についての状況調査も、法教育研究会の頃に行った後、なかなか実施できていないので、トライしたいとも考えておりましたが、こんな状況があり、今現在、頓挫しているところでございます。

ただ、御指摘も踏まえて、また検討したいと思っております。

佐伯座長 窪委員、お願いいたします。

窪委員 お願いいたします。

今後の取組の中で、今回コロナの影響で、学校現場もかなりICTの方が進んだという現状がございます。授業もそうですし、それから教員の研修も、ICTを活用して行うということも進んでまいりましたので、学校現場はかなりICTを受け入れられるとか、利用するという状況は、格段に進んだと考えておりますので、法教育セミナーも、先ほどお話もありましたが、現地開催と併せてICTの活用ということも含めて進めていただければ、裾野が更に広がると思います。

それから、教員の裁判傍聴等の話、出ていたんですけれども、やっぱり小学校の教員、なかなか裁判を見に行ったことがある方というのは少ないと思います。例えば、法務省が、法教育のセミナーを開催する際に、裁判傍聴とセットにしたような法教育を説明する研修会を考えると、それから、私、今、練馬区教育委員会にいて、教員研修を担当する立場にいますけれども、法務省さんと教育委員会、タッグを組んで、法教育を広めるような研修を組むということも、十分と思うんですね。

というのは、学校の先生方、やはり法律に直面する場面、各段に増えております。保護者とのトラブルで、法的なトラブルになることというのも出てくることもございますので、法的な視点で学校教育を見直すというようなテーマを組んで教員研修を行うと、自由参加にしても参加者が多いというのがございますので、先生方のニーズというのはあります。法教育を知りたいということもそうですし、日々の自分自身のリーガルマインドを育てていくというようなニーズもあると考えております。

それから、子供自身も、「こども六法」という本が大変売れているという現状あります

けれども、いろいろな学校で、校長室に「こども六法」が置いてあったり、それから、子供自身が「こども六法」を手を取っているという話を聞いたりしております。いろいろ困難な課題を抱えている子供ほど、自分で法律を調べてみて、自分の人権を守ることがどういうことなのかを考えたいということ、やはり子供たちの様子を見ていてもありますので、そういった視点から、子供の問題の解決ということの視点からとか、子供の側の観点から法教育の普及ということも考えていけると思います。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

確かに、御紹介いただいた、小学校における法教育実践状況調査研究の報告では、どういった教材がいいかという質問に対して、DVDがいいという回答が多かったのですが、今の状況でもう一度調査したら、もしかしたら少しオンライン、ネットでの教材に対する需要が高まっているのかなという印象を、私も受けました。

それから、タグを組んで、法務省とセミナー等というものも、非常にいいアイデアをありがとうございます。

今、スクールロイヤーが増えているというような話もありますけれども、そういう意味でも、教育の現場に法律家の方が入っていくということが、だんだん増えてきているということでしょうか。

窪委員 よろしいでしょうか。

佐伯座長 お願いいたします。

窪委員 窪から発言させていただきます。

本当に、以前は、弁護士さんといいますと、学校現場とともに何かをするというよりは、何か問題があったんだろうかというような場合が、学校としても身構えることが多かったと思うんですけども、今は、そういった学校が抱えている問題を一緒に解決していってもらうための、大変力強い助っ人というふうに学校現場も捉えることが多いと思うんですね。その一つがスクールロイヤーだと思いますけれども、そういった意味で、大変身近に、以前よりはなってきたということはあると思います。

以上です。

佐伯座長 ありがとうございます。

荒川委員、お願いいたします。

荒川委員 荒川です。

ほとんど窪先生がおっしゃられたのと同じようなことを申し上げようと思ったんですけども、やっぱりかつては弁護士が学校現場へ行くと、何しに来たんだと、それこそ法教育の授業をやりに行っても、すごい警戒をされるみたいな時代が割と長かったんですけども、最近は、学校の問題を共に携えて解決していこうと、そういう流れになってきているように思います。

そういう過程の中で、こういう授業もできるんだよとか、一種、弁護士会と学校現場と

の橋渡しみたいな役割も担っていただけるんだったら、なおさら良いのではないかと
ったりするところです。

佐伯座長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございませんでしょうか。

今、今後の取組について御議論いただいているところで、新型コロナウイルスの影響を踏
まえて、どういう取組が必要かというようなことも、御意見いただいているところす
れども、ほかに御意見ございますでしょうか。

何か事務局から、お伺いしておいた方がいいことはありますか。

川副官房付 委員の皆様には非常に参考になる御意見いただきまして、本当にありが
うございます。

いただいた御意見の中では、教員向けリーフレットというお話もございましたが、具
体的に法務省法教育推進協議会から提供している法教育教材などが、どういったカリ
キュラムで、何年生のどの科目で使えるのか、その授業によりどんなふうな効果が得
られるのかということが、もっと効果的に教員の皆様に伝えられるようにとすべき
いう御指摘と受け取ったところです。

現在法務省の方で作成しているのは、一般の方を対象にした法教育のリーフレットの
みであり、教員の方向けには法教育セミナーを行っておりますが、セミナー参加だ
とちょっとまだ敷居が高いかもしれませんので、簡単に御理解いただけるような
方法を考えていきたいと思っています。

特に小学校については、小学校のカリキュラムに寄り添った形での、手軽にでき
る授業をパッケージで御提供するようなことも重要かと思っておりますので、そこ
は学校、特に小学校の先生方に御相談して、一番やりやすい部分を御示唆いた
だきつつ、パッケージで示すということも考えていきたいと思っております。

オンラインの関係につきましては、先ほど教員セミナーのことでも御発言ござい
ましたが、来年度以降方法を考えていきたいと思っております。ウェブなども使
いつつ、より広く参加できる方法を取れるかどうかといったことも考えたいと思
っております。

新型コロナウイルスの感染症の関係では、主にIT関係の方法論としての御意見
をいただいておりますが、それをテーマにしたような、何か中身としての法教育
との関連について活動されていれば教えていただければと思った次第でござ
います。

佐伯座長 太田委員、お願いいたします。

太田委員 非常に瑣末な点で恐縮なんですけど、いくつかあります。一つは、リー
フレット案についてです。参考資料の委員限り資料のハウリス君が出てくるもの
の3ページ目なのですが、新品の市場価格7万円とあります。ですけれども、現
在、新品の市場価格7万円が何を意味するかというのを考えると、かなりこれ
は問題で、ネットや量販店などの新品での価格を見れば、もう千差万別です。
そうすると、まず新品を買うか、中古を買うかというときには、まず市場リ
サーチをするのが賢い消費者でしょう。オープン価格

など、新品の市場価格は、昔のようにメーカーが小売価格を設定して売るといった時代ではなくなったので、ここあたりは、現在のネット社会の状況を反映させた方がいいのかなということを感じました。

それから、もう一つは、ICTの利用なんですけれども、最近の小・中学生って、キーボードを打てない子もいるぐらい、みんなiPhoneとか携帯になっているのですね。中高生が一日に携帯をやる時間はものすごいです。ですから、ウェブというとき、我々はいまだデスクトップPCでホームページを見ることを念頭に置いてしまうのですが、やっぱり携帯を主眼に、それを中心に据えたサイトであるとかを考える必要があるのではないかなという気がしております。

もう一つ最後の点ですけれども、最近、やたらとクイズ番組がはやっているようでして、多分、法教育についても、そういったトレンドを取り入れるといい気がします。例えば、携帯で出てくるニュースサイトなんかでも、ズラズラと英語の日常表現だとか難読漢字の読み方とか、そういうクイズが出てきて、AIで当該個人の過去の傾向から興味関心を推定して出しているようです。人々はそういうのを通勤電車とか、暇なときに見る人も多いし、アンケートなんかは、僕も登録して割とやっているのですが、アンケートサイトも携帯で回答するのを前提でやっています。その意味で、そういうクイズ番組的な、あるいはクイズサイトのような形で、法教育リーフレットや法教育の自学教材、あるいはそのプラスアルファというのを導入すると、うまくいけば普及する気がします。もちろん、うまくいかない可能性も高いのですが、試して見る価値はありそうです。そういうことをちょっと思い付いたわけです。

以上です。

佐伯座長 ご意見ありがとうございます。

法学部の学生も、スマートフォンで六法を見る時代ですからね。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日本日予定していた議題は、これで終了いたしました。

ほかに、この際、委員の皆様から何か御意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次回開催の予定等について、事務局から御説明ください。

川副官房付 次回開催ですが、本日御協議いただきましたリーフレットにつきまして、部会において具体的な案を、骨子案に基づいて作成させていただき、次回の協議会において、皆様に御協議をいただきたいと考えております。

次回協議会の開催時期につきましては12月を予定しておりますが、詳細につきまして、追って連絡をさせていただきます。

佐伯座長 それでは、本日はこれで終了とさせていただきます。

どうも皆様、ありがとうございました。

—了—

